

Q8-1.台湾の裁判制度について教えてください。

I. 台湾司法制度の概略

台湾の司法審理は裁判所の受理案件の性質により、普通裁判所、専門裁判所、行政裁判所および軍事裁判所に区分されます。

- 1、 普通裁判所では民事および刑事案件を管轄しており、原則として三級三審制度で行われ、特定の民事小額案件あるいは比較的単純な案件は二級二審を採用しています。このような審理制度において、台湾での普通裁判所は地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所に区分されており、最高裁判所は法律審であり、案件の事実認定については行われず、認定済みの事実に基づき法律判断のみが行われます。
- 2、 特定の訴訟案件の性質に応じて、前述の普通裁判所とは別に専門裁判所が設置されています。例えば智慧財産(知的財産)裁判所では知的財産案件による民事・刑事・行政事件を集中的に管轄しています。
- 3、 行政裁判所では行政事件を管轄し、第一審「台湾高等行政裁判所」および終審「最高行政裁判所」という二級二審制度を採用しています。
- 4、 現役軍人が戦時の陸海空刑法あるいはその特別法の犯罪について、軍事審理法による追訴、処罰を行う場合には軍事裁判所の管轄となります。軍事裁判所の管轄官庁は国防部であり、地方軍事裁判所、高等軍事裁判所および最高軍事裁判所が設置されています。

II. 民事訴訟

民事訴訟の目的は当事者間の経済(財産)および身分など私法上の権利・義務関係の紛争を解決する事です。

一、 起訴:

1. 管轄裁判所

(1) 管轄裁判所

案件ごとにどの裁判所が当該案件の「管轄権」を有するかにより管轄裁判所が決定されます。被告が自然人である場合、原則として被告の居所あるいは住所を管轄する裁判所が管轄裁判所となります(民事訴訟法第1条規定参照)。被告が法人である場合、原則としてオフィス所在地、機関所在地、主事務所あるいは主営業所所在地の裁判所が管轄します。(同法第2条規定参照)

(2) 専属管轄の特別規定

証拠調査の便利性あるいは公益性がある特定事件に対して、民事訴訟法には特定裁判所のみ管轄できるという「専属管轄」規定を設けています。例えば不動産物権関係による訴訟案件は当該不動産所在地の裁判所が専属管轄します。

(3) 競合管轄

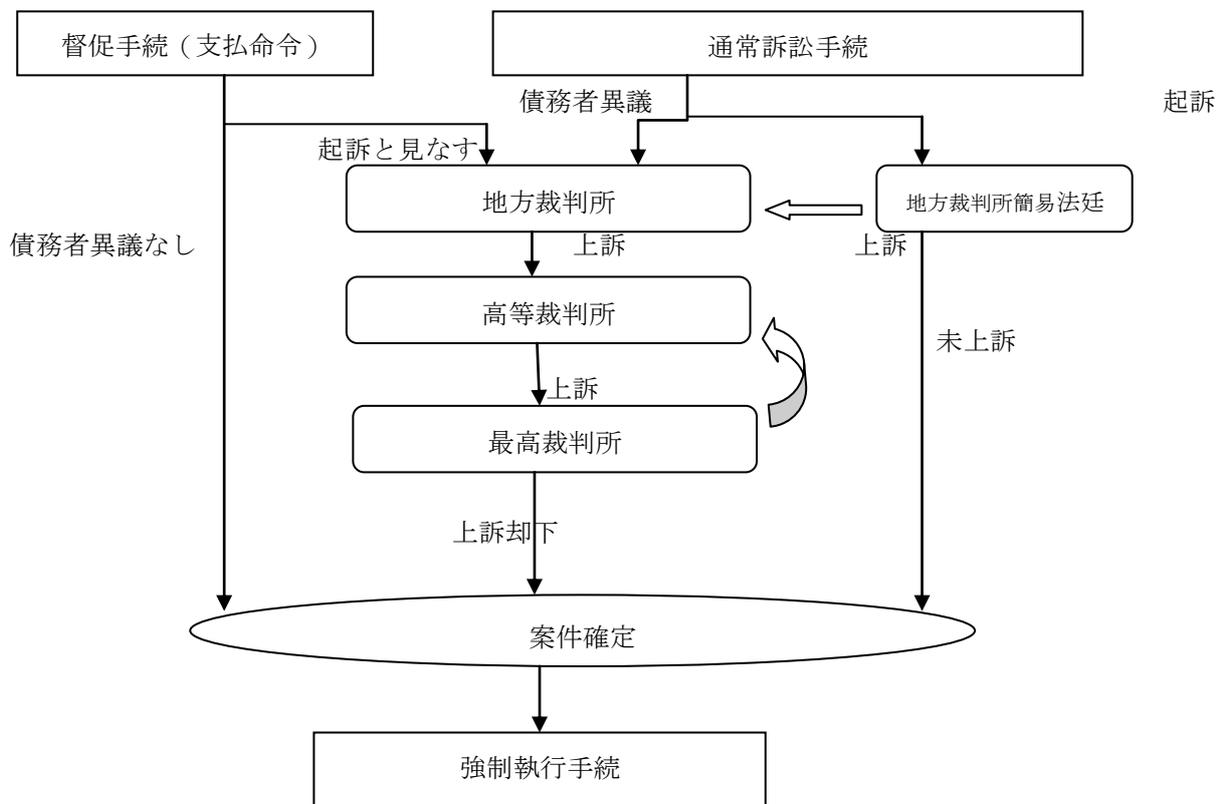
民事訴訟法においては紛争事件の性質により管轄裁判所が設けられています。例えば、契約紛争事件においては、契約が約定する履行地の裁判所が管轄します。手

形関連の紛争事件においては、手形の支払地の裁判所が管轄します。権利侵害による訴訟事件は侵害の発生地が管轄します。同一事件について同時に複数の管轄裁判所がある場合、原告は自由にその中の一つの裁判所に訴訟提起できます。

二、 訴訟手続

1. 財産関連の争議案件

「通常訴訟手続」として原則的に普通案件の手続となり、三級三審制度が適用されます。手続の流れは下記のとおりです。



2. 簡易訴訟・少額訴訟手続

訴訟の対象案件が軽微、小額もしくは単純な民事訴訟を、簡便化して迅速に審理を進めるために、民事訴訟法には審理等級構造および審理裁判官の人数をさらに簡素化した手続を設けています。

(1) 簡易訴訟手続

簡易訴訟案件は訴額が NT\$50 万以下の財産権の訴訟事件を取扱います。また、訴額を問わず民事訴訟法第 427 条第 2 項に列挙されているものも簡易訴訟案件とされています(例えば、建物の定期賃貸借で発生した紛争の訴訟、手形紛争による訴訟など)。第一審は地方裁判所の簡易法廷の単独裁判官が審理します。第二審は地方

裁判所の裁判官三人合議法廷で審理します。特定要件を満たした場合のみ第三審を提起でき、最高裁判所の裁判官五人合議法廷で審理します(法律審)。

(2) 少額訴訟手続

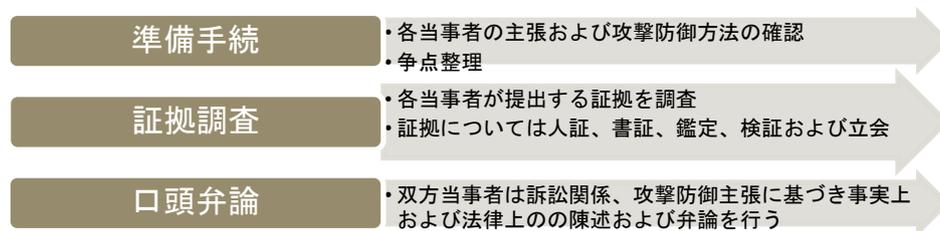
この手続は訴額が NT\$10 万以下の訴訟事件に適用されます。第一審は地方裁判所の単独裁判官が審理します。第二審が終審であり、地方裁判所の裁判官三人合議法廷で審理します。

3. 人事訴訟手続

身分上の権利義務に係る紛争は財産権に係る紛争に比べ公益性が高いため、民事訴訟法第 568 条以降に専門規定が特別に設けられています。婚姻関係案件、親子関係案件、法定後見案件手続、死亡宣告手続に区分されています。

三、法廷審理の流れ

民事法廷の審理は主に下記の手順で進められます。



四、判決および不服手続

裁判所は当事者の口頭弁論に基づき判決を下します。判決書には主文、事実および理由を記載します。当事者が判決結果に不服がある場合、判決書を受領してから 20 日以内に第二審裁判所に上訴を提起しなければなりません。前掲の期間以内に提起しない場合、当該判決を確定します。

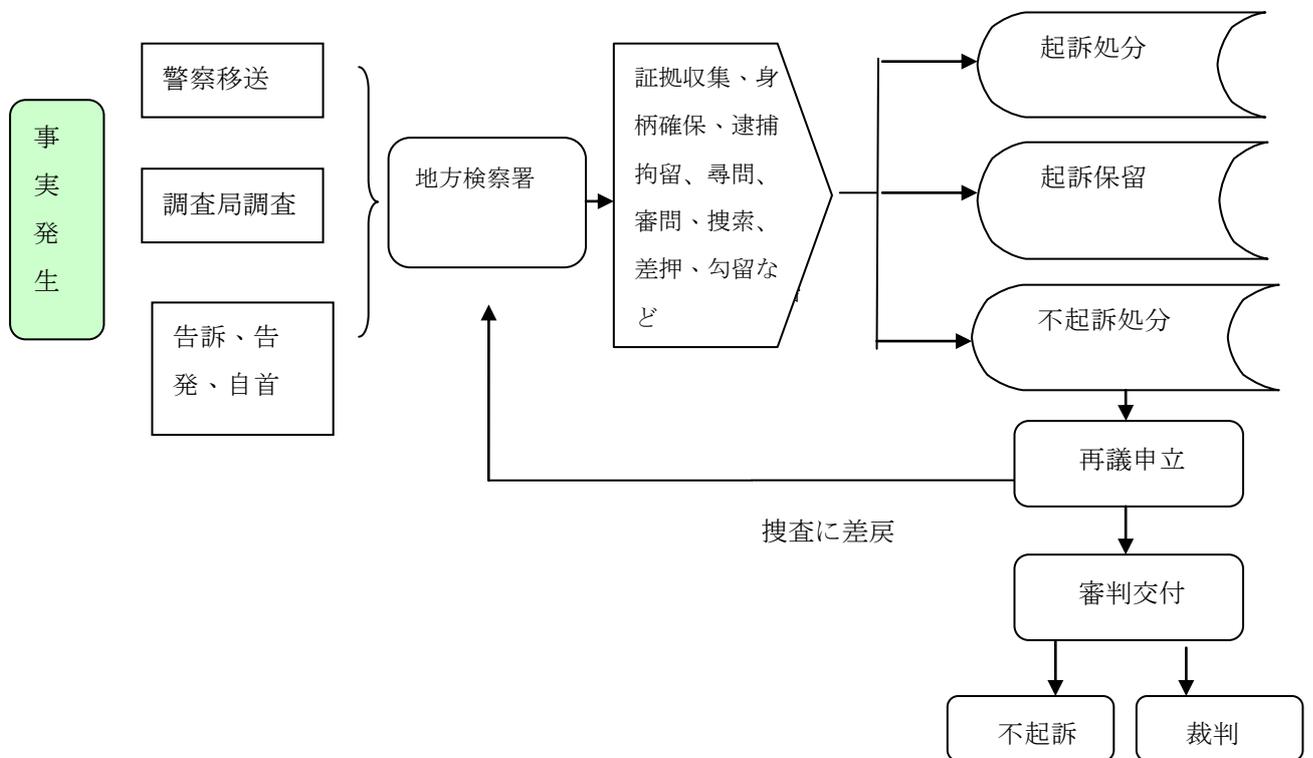
五、督促手続(支払命令)

債権者が金銭の支払または有価証券もしくは代替物の引渡しを求める場合の請求については、裁判所に督促手続による支払命令を申し立てることができます。債務者が支払命令を受領してから 20 日以内に裁判所に異議申立てをしなければ、当該支払命令が確定され、確定判決と同様の効力を持ちます。債務者が支払命令に対し異議を申し立てると、手続は訴訟手続へと移行することになります。

III. 刑事訴訟

刑事訴訟は国家が刑罰権を行使するための訴訟です。

一、捜査手続の流れ



1. 捜査手続の進行

捜査の目的は、犯罪事実および被告を朗読、関連証拠および情報を取得後、被告を告訴するかどうかを決定することにあります。司法警察が証拠を収集し、犯罪事実を明確に調査後、犯罪容疑者を確認してから当該案件を地方検察署に移送します。その後、検察官が引継ぎ処理します。

2. 検察官の処分: 起訴、不起訴、起訴保留

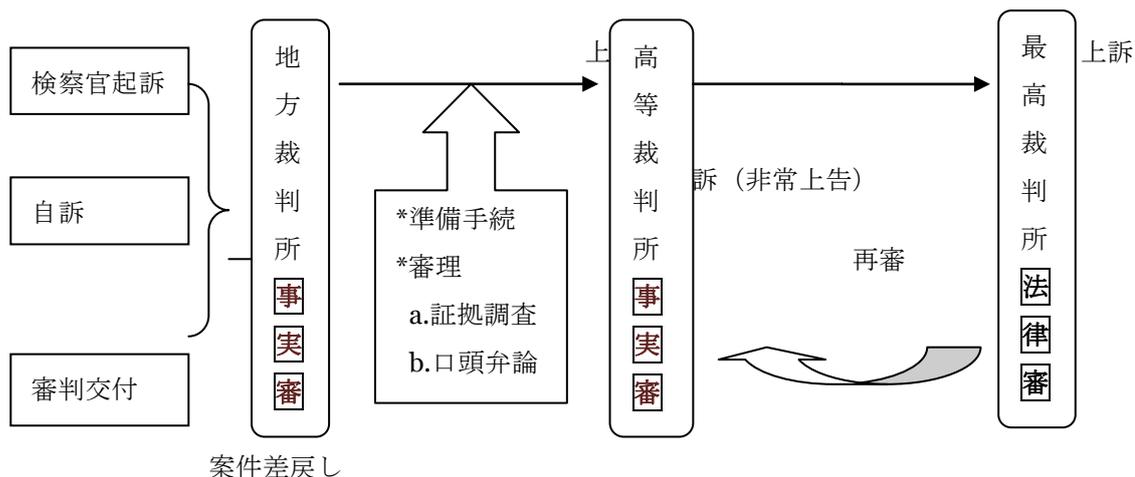
検察官が捜査を通じて収集した証拠に基づき、被告が犯罪を犯していると認めた場合、原則として法令により被告を起訴します。一方、証拠不十分の場合、刑事訴訟法第 252 条第 1 項第 10 款の規定により、不起訴処分とします。また、その他、国家が被告に対して刑罰権を行使できない場合、例えば刑事訴訟法代 252 条、第 253 条および第 254 条の状況がある場合には、検察官は被告を不起訴処分とします。

また、被告の犯罪が死刑、無期懲役あるいは主刑 3 年以上の重大犯罪でない場合、検察官が犯罪動機、犯罪手法、犯罪後態度など刑法第 57 条に列記された事由と公共利益の維持を考慮した上で、起訴保留が妥当であると認めた場合、1 年から 3 年の期間を起

訴保留期間とし起訴保留処分を科します。起訴保留期間は起訴保留処分を確定した日から起算します。

告訴人は、検察官の被告への不起訴あるいは起訴保留処分に不服がある場合、理由を記載し、原検察官を通じて直接上級検察署の検察長に再議を申し立てます。再議の申立を却下された場合、告訴人は弁護士に委任して当該案件に関して管轄裁判所に審判を求めることができます(審判交付)。不起訴あるいは起訴保留処分に対する再議を申立てなかった、再議の申立を却下されても審判交付を提起しなかった、審判交付を提起して裁判所の合議法廷に却下の裁定をされた場合、当該案件は確定となります。不起訴処分が確定済み、あるいは起訴保留処分が満期となった場合、同一案件に対して再度起訴を提起することはできません。裁判所が審判交付に同意の裁定をした場合、公訴提起と見なされ裁判所の法廷審理手続に入ります。

二、法廷審理手続(原則として三級三審)



三、訴訟手続

1. 準備手続

正式な審判期日前に裁判長が裁判官一人を指定し準備手続を進行します。準備手続の主要任務は将来審判手続を順調に進めていくために、案件争点の整理および手続審査など手続面の事項を行います。

2. 審理手続: 証拠調査および口頭弁論

証拠調査の方式は証人、鑑定人の尋問、証拠検証、書証要旨の朗読などがあります。

証拠調査手続完了後、双方が口頭弁論を行います。口頭弁論について主な内容には2種類があり、1つは案件事実および法律に関する弁論、もう1つは被告の量刑に関する

弁論(量刑弁論)です。口頭弁論手続終了前に、裁長は被告に最後陳述の機会を与えます。

3. 簡易手続

第一審裁判所は被告が捜査手続においての自白あるいは既存の証拠に基づき、その犯罪が判明している場合、検察官の要請により、通常審理手続を取らずに簡易判決手続にて判決を下すことができます。

簡易判決手続の対象案件は、緩刑(執行猶予)、罰金あるいは社会労働に転換できる有期刑、拘留あるいは罰金に限られています。

4. 簡式審判手続

刑事訴訟法代 273 条の 1 の規定による簡式審判手続について、その他(通常審判手続および簡易審判手続)の手続の主要差異は、簡式審判手続の要件に符合した案件(簡単に言うと、被告の犯罪が主刑三年以上の重大犯罪ではない、かつ準備手続の段階において既に犯罪を承認した案件)が、裁判所による簡式審判手続の適用を裁定した場合、通常審判手続の中にある法定証拠および交互尋問手続に関する規定を適用しません。

四、裁判および不服手続

弁論終了後、裁判所は有罪判決あるいは無罪判決などの判決を下します。当事者が裁判所の判決に不服がある場合、判決書受領後 10 日以内の法定期間内に上诉状を原審裁判所に提出しなければなりません。前述の期間内に上訴を提起しない場合、当該判決が確定します。

IV. 行政救済手続

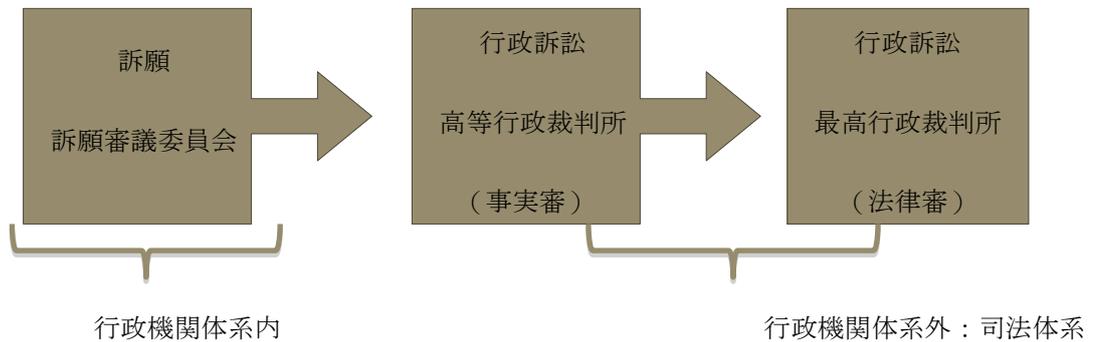
行政機関の行政行為の違法性や是正に関する訴訟は行政訴訟となります。

一、訴願および行政訴訟の概略

行政救済は行政救済提起方法によって「訴願」および「行政訴訟」に区分されています。訴願とは、行政機関が人民の権利を侵害した場合、原処分機関に是正を求める手段であり、このような訴願手続を経由して当該処分をした行政機関あるいは上級機関が内部で自己審査し、違法あるいは不当な行政処分を是正することができます。これにより法律適用の正確性や人民の権益を保障することとなります。

行政訴訟と訴願の関係については、訴願が行政訴訟の強制先行手続の場合と任意先行手続の場合の2種類があります。強制的な訴願先行手続については、例えば税務案件において、納税義務者が税務当局の「復査」決定に不服がある場合、税捐稽徴法第38条第1項により訴願および行政訴訟手続を提起できるという規定があります。従って、「訴願手続」を進めないで行政訴訟を提起できません。任意的な訴願先行手続については、例えば教師は訴願を経ても経なくても、行政訴訟を提起することができます。

訴願提起できる案件の例として行政救済手続の主な手順は以下のとおりとなります。



二、訴願手続

1. 訴願手続提起事由

- (1) 人民は中央あるいは地方機関の行政処分が、違法あるいは不当であり、その権利あるいは利益を損害したと認めるとき、訴願を提起できます。
- (2) 人民は中央あるいは地方機関への法令に基づく申請に対して、法定期間内に行政の不作為によって、その権利あるいは利益が損害されたとみとめた場合、訴願を提起できます。ここの「法定期間」とは特別な規定がない限り、行政機関が当該申請を受理した日から2ヶ月とします。
- (3) 中央あるいは地方機関が法令に基づく人民の申請を却下し、その権利あるいは法律上の利益を損害したと認めるとき、訴願を提起できます。

2. 訴願提起手続

(1) 訴願の管轄官庁

訴願は原則として原処分庁を通じて「原処分庁の上級庁」に「訴願書」を提出します。ただし、中央各庁の行政処分に不服がある場合、原処分庁に提出することとなります。原処分庁とは当該処分を実施した名義上の機関となります。ただし、

上級庁は法定職権に基づき行政処分を行い、下級庁に執行させる場合、この原処分庁とは当該上級庁を指します。

(2) 訴願提起の法定期間

訴願提起は行政処分の送達あるいは公告期間満了の翌日から 30 日以内に行います。利害関係人が訴願を提起する場合、上述期間は事実を知り得た時点から起算します。ただし、行政処分の送達あるいは公告期間満了後 3 年を通過した場合は提起できません。

(3) 法定先行手続

先行手続が規定されている場合は当該手続を行わないと訴願提起できません。例えば税法上の「復査手続」、健康保険法の「審議手続」、専利法(特許法)の「再審査手続」、商標法の「異議」および「評定手続」などがあるので、訴願提起する前に当該先行手続を行う必要があります。

3. 訴願決定

各機関が訴願案件を処理する場合、訴願審議委員会を設置し、訴願決定は当該審議委員会会議にて決議を求めるとし、委員の過半数の出席、出席委員の過半数の同意を得る必要があります。

三、行政訴訟種類

行政訴訟は主に取消訴訟、確認訴訟および給付訴訟の 3 種類があります。また、行政訴訟法第 9 条、第 10 条には別途公益訴訟および選挙罷免訴訟などの特別訴訟を規定しています。

取消訴訟	確認訴訟	給付訴訟	
		義務付け訴訟	一般給付訴訟
行政処分の取消を目的とする訴訟	行政処分無効あるいは公法上の法律関係の成立・不成立を目的とする訴訟	行政機関に行政処分を作成させ、あるいは特定内容の行政処分を作成させる訴訟	公法上の原因あるいは公法上の契約に関わる財産上の給付、または行政機関に行政処分以外の非財産上の給付を請求する訴訟
訴願手続必要	訴願手続不要	訴願手続必要	訴願手続不要

V. 知的財産訴訟

知的財産の特殊性を考慮し、知的財産保障の徹底および法廷専門の確保をするために、司法院は2008年7月1日に民事、刑事、行政訴訟の機能を持ち合わせた専門裁判所である智慧財産(知的財産)裁判所を成立しました。

一、 知的財産案件は知的財産裁判所が管轄

1、 民事事件

- (1) 専利法(特許、実用新案、意匠)、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路の回路配置保護法、植物品種および種苗法、公正取引法などの法令により保障される知的財産権益に基づく第1審および第2審民事訴訟案件は知的財産裁判所が管轄します。ただし、当事者が普通裁判所を管轄することを合意した場合は当該普通裁判所が管轄裁判所としても認められます。
- (2) 上記以外に、知的財産裁判所が管轄する案件は、知的財産権利の不当行使による損害賠償争議事件、および主要な争点が知的財産に関する事件があります。

2、 刑事案件

刑法第253条から第255条(登録済の商標、商号の偽造や模倣、偽造あるいは模倣商標や商号の物品販売や陳列および輸入、原産国あるいは品質の虚偽記載やその他表示、あるいは上記物品の販売、陳列、輸入)、第317(条業務上知りえた営業秘密漏洩罪)、第318条(公務員や元公務員が職務上知りえた営業秘密漏洩罪)、商標違反法、著作権法、公平取引法第20条第1項にかかわる第35条第1項(仿冒行為の制止)および第19条第5款案件にかかわる第36条(他事業生産や販売に係る機密の不当な取得など行為の制止)にかかわり、地方裁判所による通常・簡易審判あるいは協商手続を経た第一審裁判を不服として上訴あるいは抗告する第二審刑事訴訟事件はいずれも智慧財産裁判所が管轄します。ただし少年刑事事件は適用対象外となります。

3、 行政訴訟案件

- (1) 専利法(特許、実用新案、意匠)、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路の回路配置保護法、植物品種および種苗法、公正取引法などの法令による知的財産に関わる第1審行政訴訟案件および強制執行案件。

- (2) 智慧財産裁判所組織法第3条第4款の規定により司法院が知的財産裁判所を管轄裁判所として指定した案件、知的財産権の不当行使により公平競争を妨害したなどの第一審行政訴訟事件、および税関が貨物輸出入の行為人による知的財産権侵害対象物件に対して行政処分を提起する第一審行政訴訟事件などがあります。

二、 訴訟協力の技術専門家を設置

智慧財産法院組織法第15条第1項から第3項の規定により、知的財産裁判所が技術審査官を設置し、その職務は同法第4項の規定により、裁判官の指示に従い、案件の技術判断、技術資料の収集、分析および技術意見の表明を行い、また法令に基づき訴訟手續に参加します。

三、 特別訴訟手續の設置

知的財産案件の審理裁判所は当事者が民事、刑事訴訟手續において主張する権利の有効な抗弁につき理由の有無を自ら判断する必要があります。この制度の特徴は、同一事件を審理している民事あるいは刑事法廷の裁判官が、本来なら行政訴訟手續を採用していないと知的財産権利の有効性争議を決定できなかった案件に対しても判断できるようになったことです。知的財産案件審理の迅速化、審決の妥当性を促進することを目的とします。それ以外に、裁判官が法廷での遠距離審問制度、営業秘密保護に関する秘密保持命令制度を設けているなど、知的財産訴訟案件の特別性質に対してさらに厳密な訴訟規制を構造しています。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。